

音更町子ども・子育て支援事業計画

～ 豊かな大地に集う笑顔

子育て親育ち おとふけブランド ～



平成 27 年 3 月

音更町

楽しく子育てができるまち「おとふけ」をめざして

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが次代の要請、社会の役割となっています。

こうした中で本町は、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「音更町次世代育成支援対策行動計画」を策定するとともに、平成22年には「音更町次世代育成支援対策行動計画【後期】」を策定し、子育て中の親だけではなく、地域や学校、企業など、社会全体で次代を担う子どもへの支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを生み、子育てしやすいまちづくりを推進してきました。

このたび、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、平成27年度から5年を1期とする「音更町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画策定にあたっては、音更町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者や子ども・子育て関連事業従事者などに町民からの公募委員を加えた25名で構成する「音更町子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査結果や意見交換会、子どもワークショップ、庁内検討委員会の意見を踏まえ、子ども・子育て会議での審議及びパブリックコメントの手続を経て、本計画を策定しました。

町は、本計画を基本に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子育て親育ちを応援する、子育てが楽しいまちづくりを推進します。

町民のみなさまには、次世代を担う子どもたちの輝かしい未来と本町の発展のために、子育て親育ちを応援する、子育てが楽しいまちづくりに、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、この計画策定にご尽力を賜りました音更町子ども・子育て会議委員のみなさまをはじめ、ニーズ調査等にご協力をいただきました子育て中の保護者のみなさまなど、多くの関係者の方々に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

音更町長 寺山憲二

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	4

第2章 音更町の子ども・子育て支援の現状

1 音更町の児童数の推計	7
2 音更町の子どもと家庭の状況	8
3 教育・保育施設の状況	16
4 音更町の子育て支援サービスの現状	18

第3章 基本的な考え方

1 基本理念	23
2 基本方針	23
3 基本的な視点	24
4 基本目標	25
5 施策体系	27

第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育サービス提供区域の設定	29
2 サービスの量の見込みと提供体制の確保	30
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	37

第5章 基本目標ごとの取り組み(行動計画)

1 子どもの権利及び利益を尊重する地域づくり	41
2 親と子どもの育ちを支える環境づくり	42
3 家庭の子育てを支援する地域づくり	46
4 親と子どもの健康づくり	49
5 子どもが豊かに育つ環境づくり	52
6 子どもが健やかに育つ安全なまちづくり	54

第6章 計画の推進及び点検評価

1 計画の推進体制.....	57
2 計画の点検評価.....	58

資料編

資料1	音更町子ども・子育て会議
資料2	音更町子ども・子育て支援事業計画検討委員会
資料3	音更町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計 報告書
資料4	音更町子ども・子育て意見交換会
資料5	音更町わたしたちの未来づくりワークショップ
資料6	児童の権利に関する条約（概要）
資料7	用語

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少傾向が続いており、少子化が急速に進んでいます。平成25年の全国の出生数は102.9万人（対前年度比7.4千人減）、合計特殊出生率は1.43（音更町：1.52）となっており、低い水準にとどまっています。

子どもは社会の希望、未来をつくる大きな力であり、安心して子どもを生み、育てることができる社会、子ども自身が自己肯定感をもつとともに、幼児期からの人権教育による「いのちの大切さ」を身につけ、自ら育つ力を大切にできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない重要課題の一つです。

音更町においては、平成17年度から、音更町次世代育成支援対策行動計画を基に、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする人の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して取り組みを進めてきました。

しかしながら、現在の子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が増え、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような課題に対応し、子どもを生み育てたいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくため、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法を制定しました。この子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的な確保と拡大、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市区町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。さらに、次代を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることになりました。

これらを踏まえ、音更町では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもたちの健やかな育成を図り、子育てが楽しいまちとなるよう「音更町子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、音更町が今後進めていく施策の方向性や目標などを定めたものです。

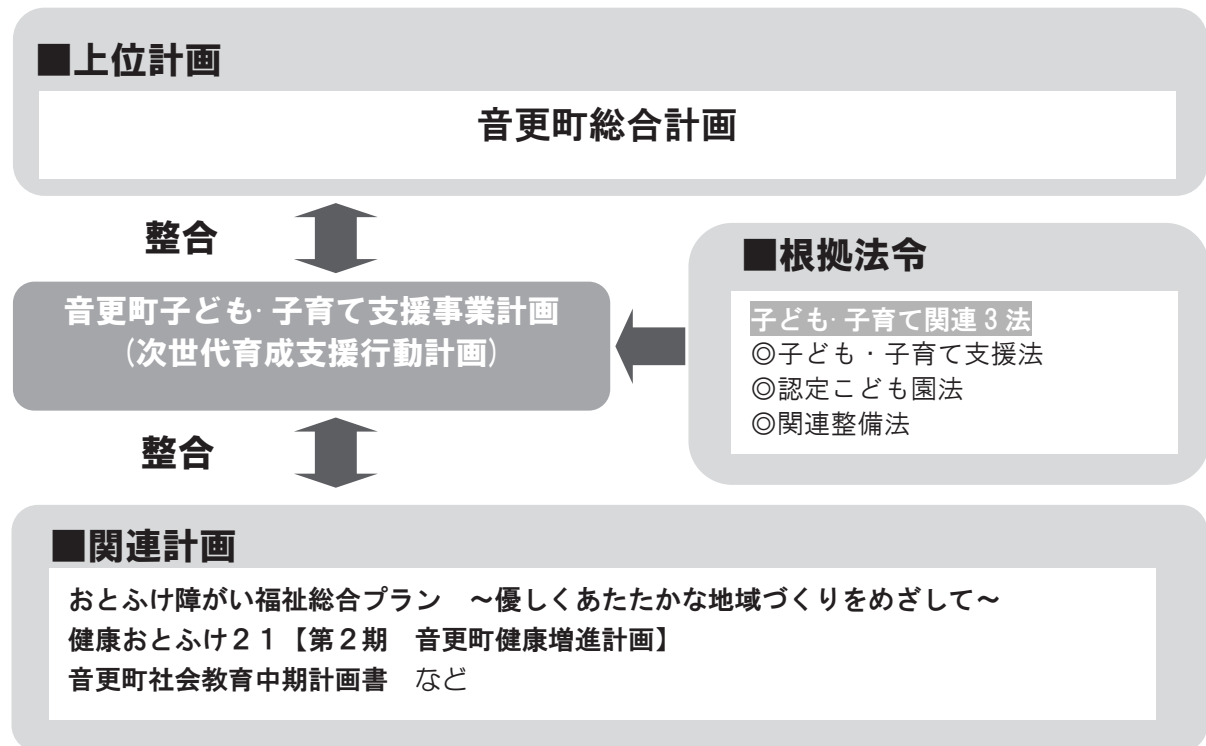
また、社会全体で「子ども・子育てと親育ち」を支援していくための新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的な確保と拡大」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

さらに、策定にあたっては、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月31日まで10年間延長されたことを踏まえ、これまで進めてきた「音更町次世代育成支援対策行動計画」における取り組みについても、子どもと子育て家庭に関わる施策を体系化し、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

なお、この計画は、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としています。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		一部対象	
子ども・子育て支援法(中心年齢)								



3 計画期間

この計画の期間は、子ども・子育て支援法の設定に基づき、5年を1期として定めることとし、平成27年度から平成31年度までとします。

また、計画内容について定期的に点検・評価等を実施し、見直しを行うこととしています。

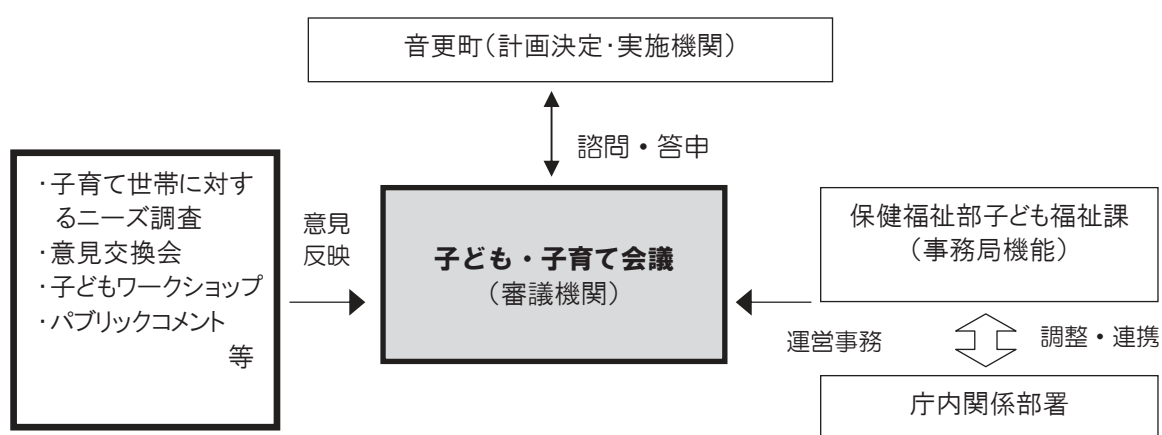
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画の策定		計画期間				



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

この計画は、音更町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者や子ども・子育て関連事業従事者などに町民からの公募委員を加えた25名で構成する「音更町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容等について審議しました。



(2) 音更町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

この調査は、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、生活実態や子育てに関する意識、要望・意見などを把握し、本計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援の事業量を推計する基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,528 票	675 票	44.2%
	小学生	1,463 票	721 票	49.3%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	平成 25 年 11 月 13 日 ~ 平成 25 年 11 月 28 日			
調査方法	配付・回収ともに郵送方式			

(3) 音更町子ども・子育て意見交換会

子育てや子育て支援について、子育て中のお母さんやお父さんに気軽に意見交換していただき、ニーズ調査では、くみ取れない自由な意見を聴取することを目的として実施しました。

協力団体名	開催日時	参加人数
音更町育児サークル あそぼう会	平成 25 年 11 月 17 日(火)	2 グループ 7 名
「きの」子育て 支援センター	平成 25 年 12 月 19 日(木)	1 グループ 9 名
子育て支援センター すずらん	平成 25 年 12 月 20 日(金)	4 名
柳町子育て支援センター	平成 26 年 1 月 22 日(水)	3 名

(4) 音更町わたしたちの未来づくりワークショップ(子どもワークショップ)

子ども・子育て支援の主役である子どもたちが考える理想のまちとは、どのようなまちなのか、子どもたちの視点から検証し、必要に応じて本計画に反映させることを目的として実施しました。

開催日時等	参加児童	内容
平成 26 年 2 月 23 日(日) 音更町総合福祉センター	町内 10 校の小学 6 年生 の児童 19 名	・参加児童によるグループワーク 「おとふけをつくろう～こんなま ちになったらいいな～」) ・未来のわたしたちへのメッセージ



第2章

音更町の子ども・子育て支援の現状

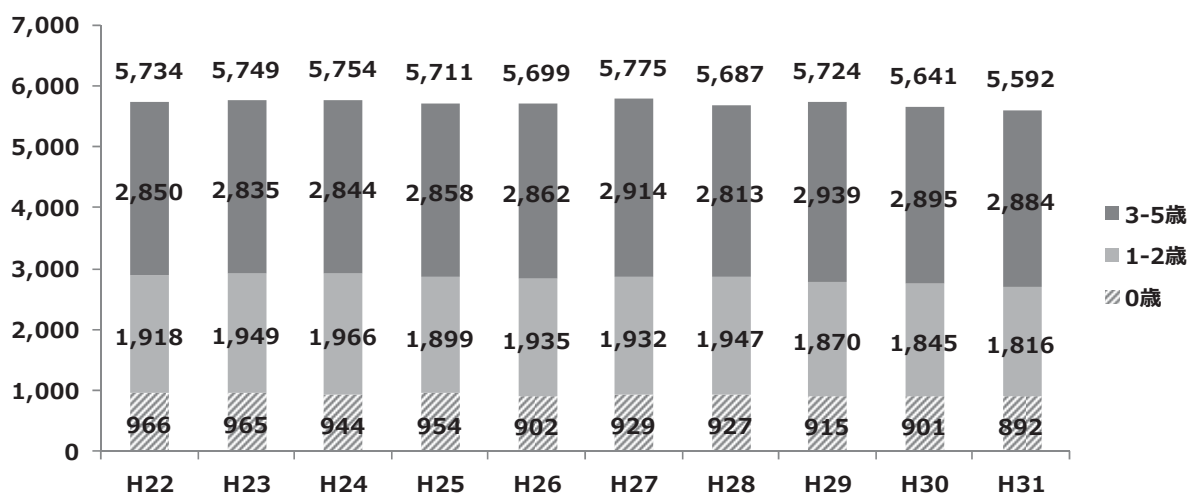
第2章 音更町の子ども・子育て支援の現状

1 音更町の児童数の推計

国が示す手引きに基づき、平成22年から平成25年の年齢ごとの男女別人口を基にコーホート変化率法により、計画期間中の児童数を推計しました。

	実績				推計						伸び率 (H27-H31)
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
0歳	966	965	944	954	902	929	927	915	901	892	-3.98%
1歳	965	988	981	944	1,010	1,002	937	930	915	901	-10.08%
2歳	953	961	985	955	925	930	1,010	940	930	915	-1.61%
3歳	964	946	965	980	947	973	938	1,014	940	930	-4.42%
4歳	933	958	934	953	960	886	981	941	1,014	940	6.09%
5歳	953	931	945	925	955	1,055	894	984	941	1,014	-3.89%
6歳	1,018	953	922	927	909	888	1,055	894	984	941	5.97%
7歳	1,019	1,017	938	934	928	882	888	1,055	894	984	11.56%
8歳	968	1,027	1,007	931	933	957	882	888	1,055	894	-6.58%
9歳	982	973	1,032	1,006	934	956	957	882	888	1,055	10.36%
10歳	1,031	977	974	1,035	1,008	901	956	957	882	888	-1.44%
11歳	1,037	1,036	976	978	1,039	987	901	956	957	882	-10.64%

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	伸び率 (H27-H31)
0歳	966	965	944	954	902	929	927	915	901	892	-3.98%
1-2歳	1,918	1,949	1,966	1,899	1,935	1,932	1,947	1,870	1,845	1,816	-6.00%
3-5歳	2,850	2,835	2,844	2,858	2,862	2,914	2,813	2,939	2,895	2,884	-1.03%
小計	5,734	5,749	5,754	5,711	5,699	5,775	5,687	5,724	5,641	5,592	-3.17%
6-8歳	3,005	2,997	2,867	2,792	2,770	2,727	2,825	2,837	2,933	2,819	3.37%
9-11歳	3,050	2,986	2,982	3,019	2,981	2,844	2,814	2,795	2,727	2,825	-0.67%
合計	11,789	11,732	11,603	11,522	11,450	11,346	11,326	11,356	11,301	11,236	-0.97%



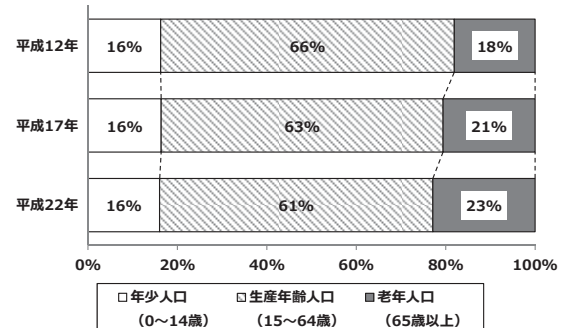
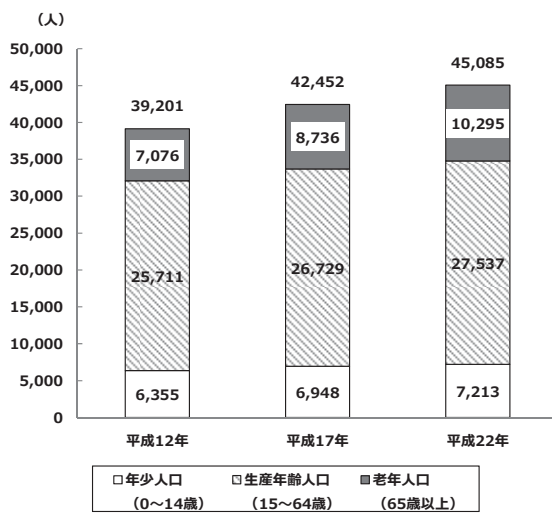
2 音更町の子どもと家庭の状況

(1) 人口の推移（人口構造：国勢調査、人口構造比率：住民基本台帳各年度末時点）

- 総人口は、平成 12 年から増加傾向になっています。
- 年少人口は、平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間で 858 人増加していますが、全体に対する年少人口割合は 16%と横ばいの状態にとどまり、老年人口割合は平成 12 年の 18%から平成 22 年の 23%と大きく増加しています。

■ 人口構造（国勢調査）

■ 人口構造比率（国勢調査）



※年齢不詳者により計は不一致

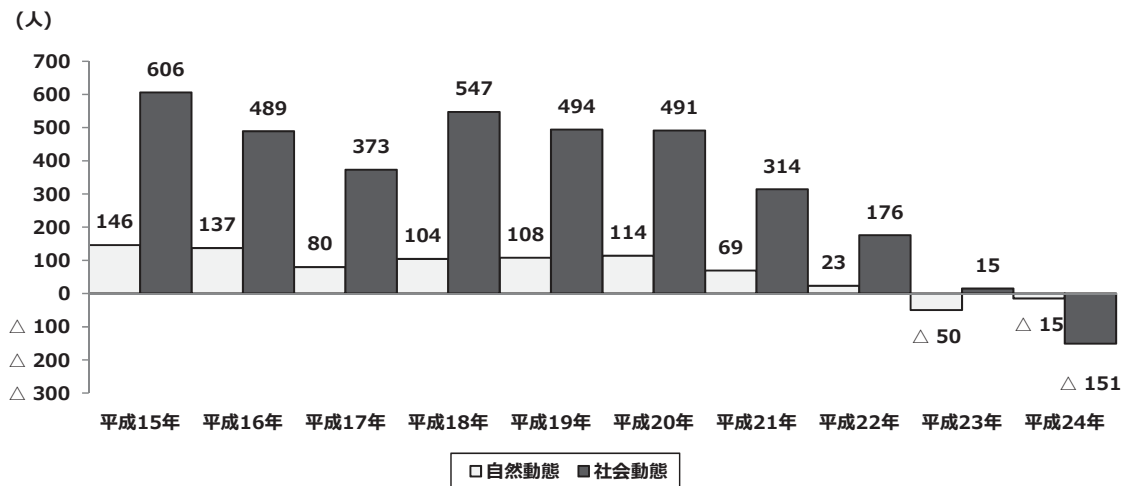
■ 人口（住民基本台帳（各年度末））

区分	平成 21 年度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度
総人口	45,395 人	45,600 人	45,564 人	45,466 人	45,408 人
児童人口	8,688 人 (19.1%)	8,639 人 (18.9%)	8,599 人 (18.9%)	8,458 人 (18.6%)	8,339 人 (18.4%)
うち未就学児童人口	2,770 人 (6.1%)	2,686 人 (5.9%)	2,604 人 (5.7%)	2,518 人 (5.5%)	2,433 人 (5.4%)
生産年齢人口 (15~64歳)	26,819 人 (59.1%)	26,821 人 (58.8%)	26,608 人 (58.4%)	26,288 人 (57.8%)	25,944 人 (57.1%)
老年人口 (65歳以上)	9,888 人 (21.8%)	10,140 人 (22.2%)	10,357 人 (22.7%)	10,720 人 (23.6%)	11,125 人 (24.5%)

(2) 自然動態・社会動態

- 自然動態（出生－死亡）は、平成 15 年以降増加傾向で推移してきましたが、平成 23 年から減少傾向に転じています。
- 社会動態（転入－転出）は、平成 15 年以降増加傾向で推移してきましたが、平成 24 年から減少傾向に転じています。

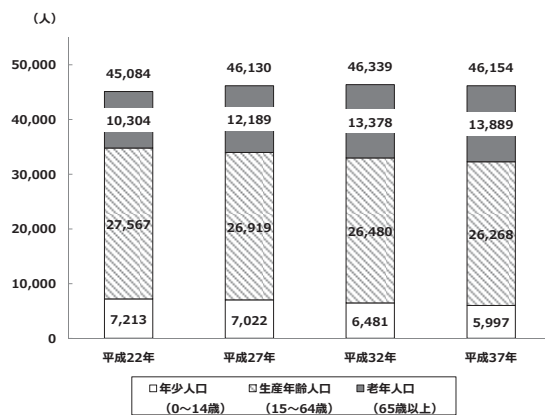
■ 自然動態・社会動態の推移（住民基本台帳（各年度末））



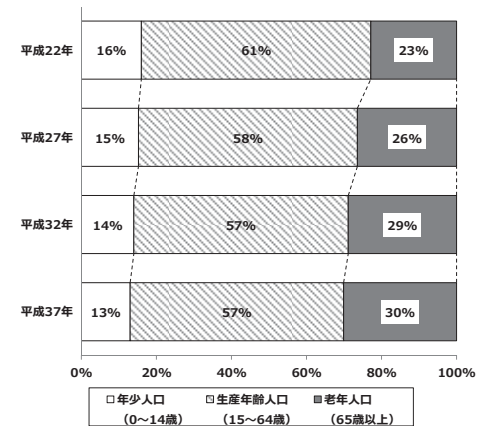
(3) 将来の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所統計資料）

- 総人口は、今後ゆるやかに減少すると推計されます。
- 年少人口は、今後平成 37 年までに約 2,000 人減少すると見込まれ、少子高齢化がますます進行することが推計されます。

■ 年齢 3 区分別人口の将来推計



■ 年齢 3 区分別人口割合の将来推計



※年齢不詳者により計は不一致

■ 児童人口の将来推計

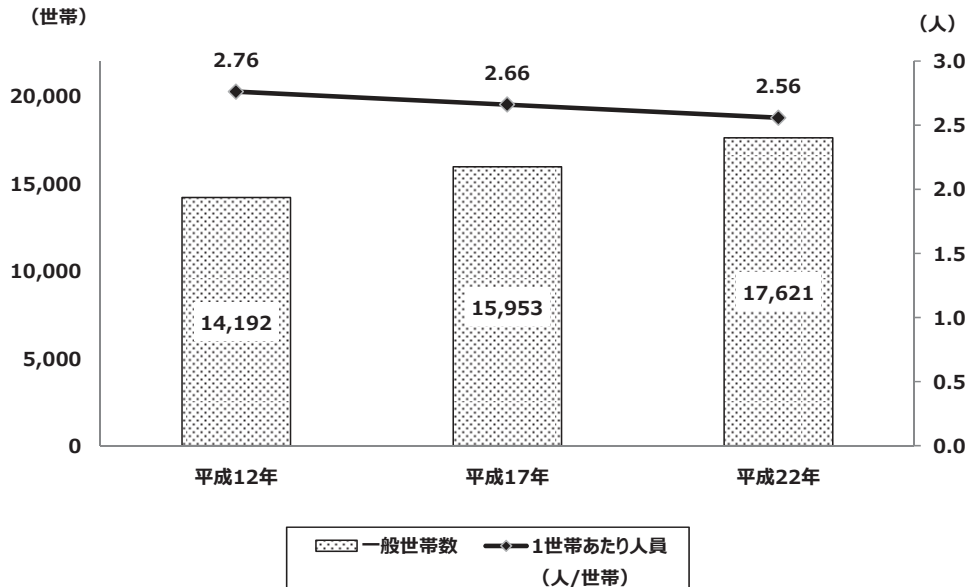
年次	0~5歳児	6~11歳児	12~17歳児	合計
平成27年度	2,315人	2,894人	3,015人	8,224人
平成28年度	2,205人	2,835人	3,058人	8,098人
平成29年度	2,129人	2,742人	3,067人	7,938人
平成30年度	2,095人	2,656人	3,030人	7,781人
平成31年度	2,040人	2,579人	3,002人	7,621人

※住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いて将来人口を推計しました。

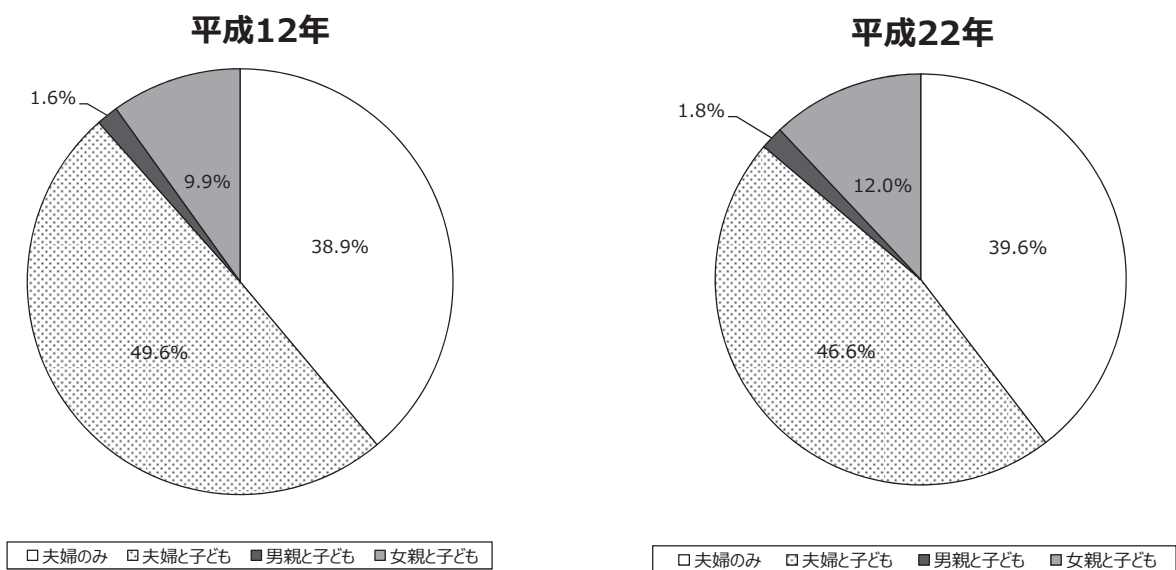
(4) 世帯の状況

- 世帯数は、平成12年から平成22年までの10年間で、約3,400世帯増加しています。
- 1世帯あたり人員は減少しており、核家族化が進んでいます。
- 核家族のうち、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」世帯の割合が増加傾向にあり、「夫婦と子ども」世帯の割合が減少傾向にあります。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移（国勢調査）

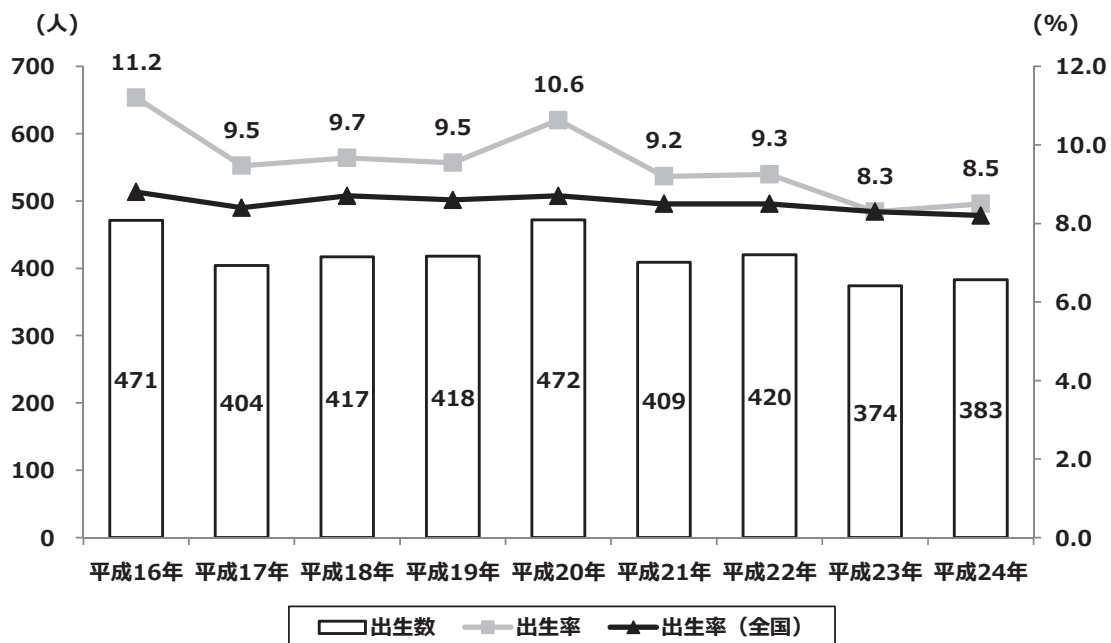


■核家族世帯の構成比（国勢調査）



(5) 出生の状況

- 出生数は、平成16年から平成24年までの8年間で、約90人減少しています。
- 出生率は、全国平均を上回るものの、減少傾向にあります。



■ 出生数等

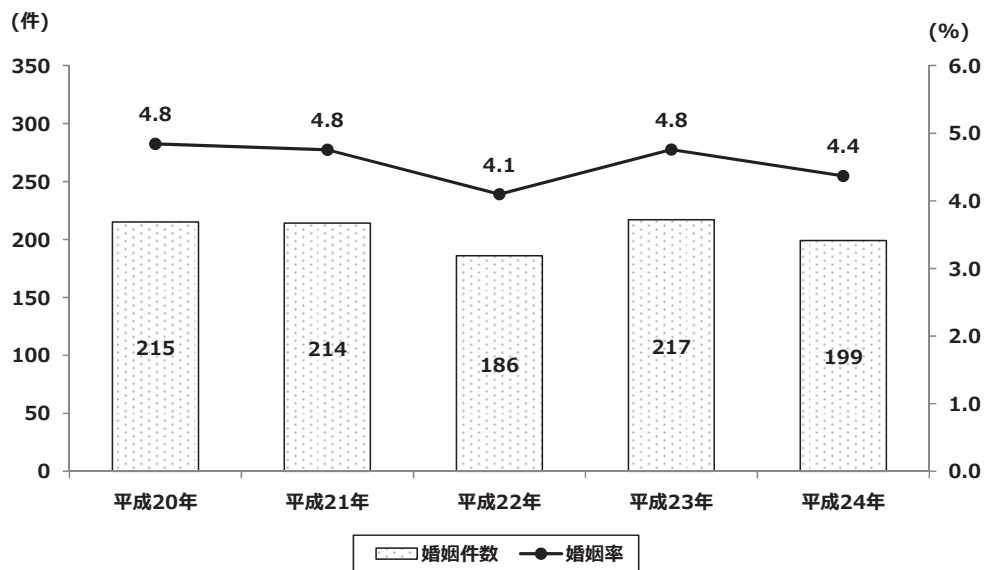
年次	音更町			北海道	全国
	出生数 (人)	出生率 (%)	合計特殊出生率	合計特殊出生率	合計特殊出生率
平成15年	398	9.6	1.51	1.20	1.29
平成16年	471	11.2		1.19	1.29
平成17年	404	9.5		1.15	1.26
平成18年	417	9.7		1.18	1.32
平成19年	418	9.5		1.19	1.34
平成20年	472	10.6	1.52	1.20	1.37
平成21年	409	9.2		1.19	1.37
平成22年	420	9.3		1.26	1.39
平成23年	374	8.3		1.25	1.39
平成24年	383	8.5		1.26	1.41

※市町村合計特殊出生率は、人口動態統計特殊報告（厚生労働省大臣官房統計情報部）による。

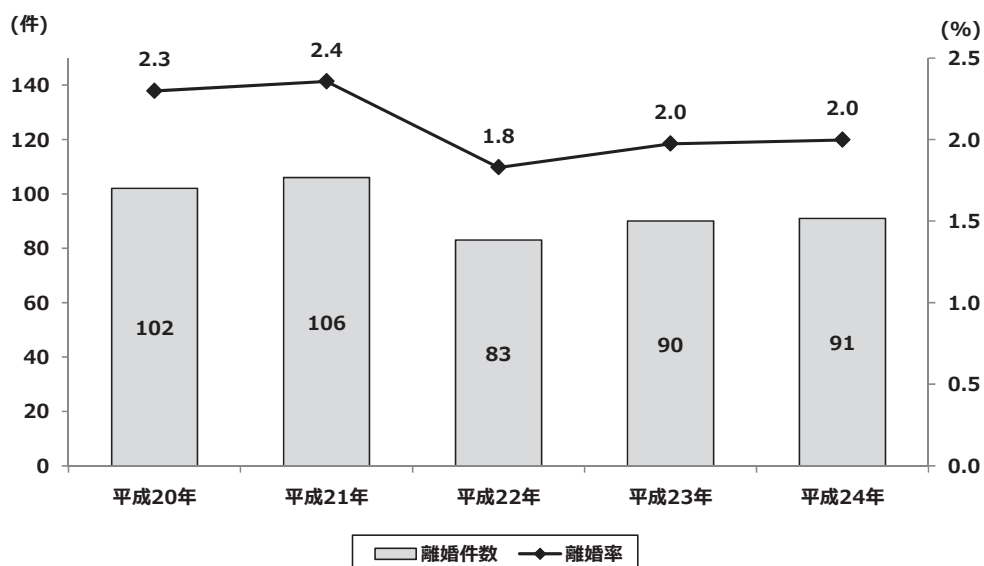
(6) 婚姻・離婚の状況

- 婚姻件数は、年によって増減があるものの、200件前後となっています。また、婚姻率は横ばい傾向となっています。
- 離婚件数、離婚率ともに、若干の減少はあるものの、横ばい傾向がみられます。

■ 婚姻件数及び婚姻率の推移（国勢調査）



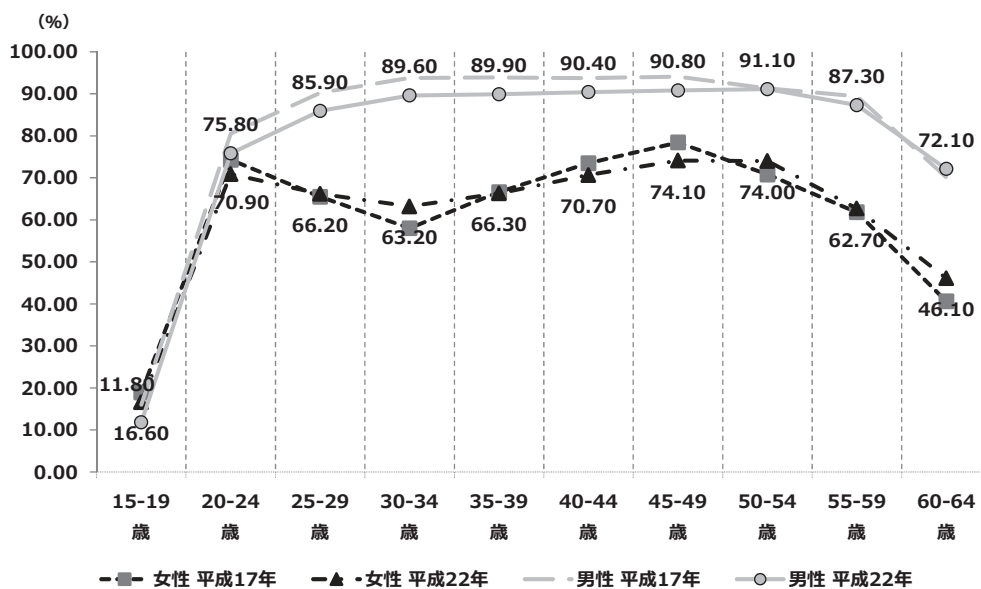
■ 離婚件数及び離婚率の推移（国勢調査）



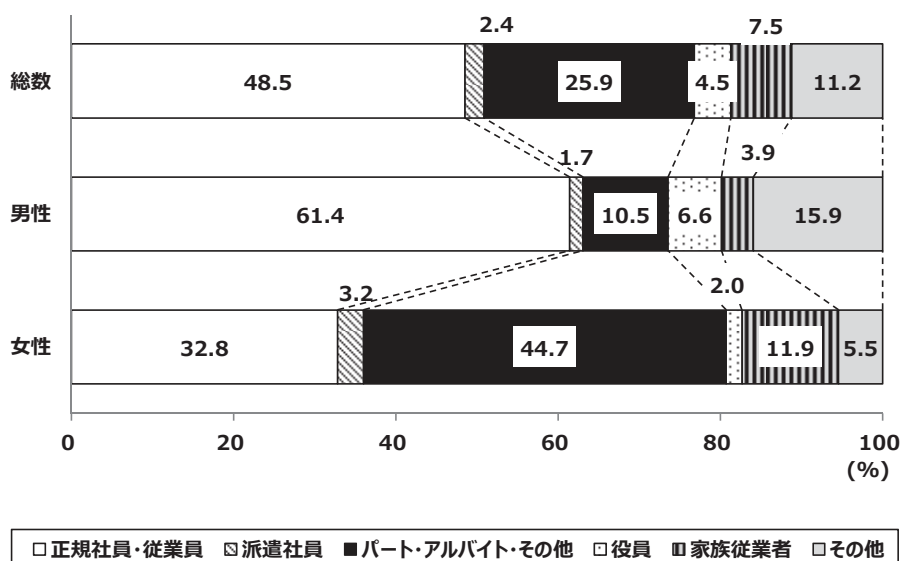
(7) 就労の状況

- 女性の20歳代の労働力率が上昇し、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」が出現しています。
- 男性は「正規社員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移(国勢調査)



■従業上の地位別従業者数の割合(国勢調査・平成22年)



(8) 各統計・ニーズ調査からみた家庭・地域・社会の状況

① 少子化傾向

- 全国、全道の合計特殊出生率は、ここ数年微増傾向にあり、本町においても同様の傾向にあります。全国、全道よりは高いものの、人口を維持できるといわれる合計特殊出生率 2.08 と比較すると、依然として低い水準にとどまっています。
- 出生時の母親の年齢についても、20代の割合が減少傾向にあり、30代はほぼ横ばい、40代の割合が増加傾向にあります。

② 家族状況の変化

- 核家族化の進行はみられますが、全国に比べゆるやかな傾向にあります。また、離婚件数の大幅な増加はみられないものの、ひとり親世帯、特に母子世帯が増加している状況にあります。
- 女性の就労人口が増加しており、パート就労に大きな変化はみられませんが、フルタイムで就労する女性が増加しています。

③ 出産・育児期の女性の労働力率の落ち込み（M字カーブ）

- 本町においても、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みは見られますが、全国に比べM字カーブの底は浅く、右側の山が高めであることから、子育てが一段落した時期の再就職率が高めである傾向にあります。

④ 男性の育児時間の水準の低さ（長時間就労）

- 本町においては、未就学児童のいる家庭における父親の1日の就労時間は、10時間以上が半数近く、12時間以上の方も2割程度おり、子育て世代の男性は長時間労働の傾向がみられます。

⑤ 子育てに関する不安感・負担感

- 子育てに関する不安や負担を感じている保護者は減少傾向にあり、子育てしやすい地域と感じている方が多い状況にあります。
- 子育ての悩みとしては、「経済的な不安・負担が大きい」が最も多く、次いで「自分の時間が十分にもてない」ことがあり、就労と子育てに追われ、保護者自身に余裕がない状況がうかがわれます。
- 地域や近所における子どもへの支援が必要とされ、子どもが危険な目にあいそうなときの保護や、良くないことをしている時の声かけが望まれています。

⑥ 子育ての環境や支援に対する評価

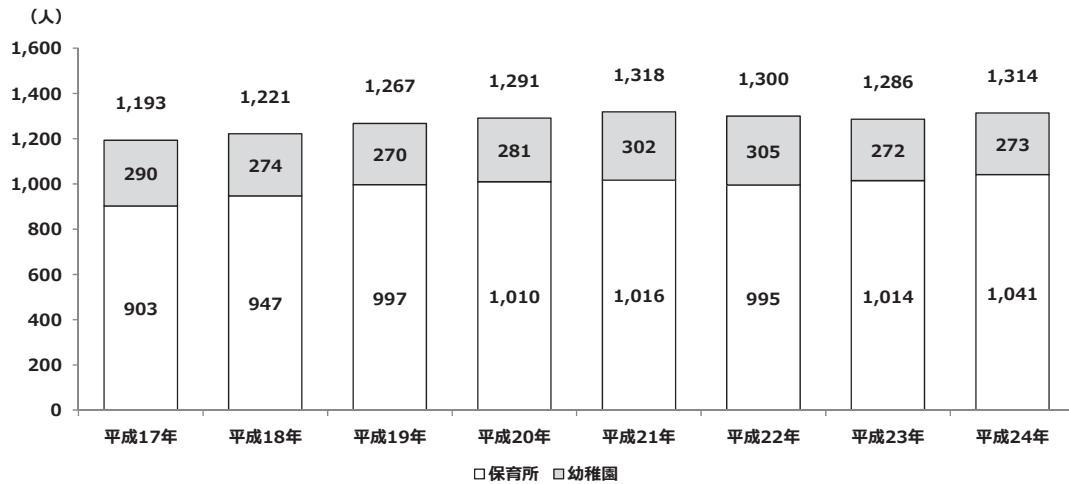
- 未就学児童がいる地域の子育て環境や支援への満足度は、「まあまあ満足している」が最も多くなっていますが、保育園や幼稚園にかかる経済的負担軽減や、子どもと一緒に出かけられる場所や遊び場の整備などの充実が期待されています。

3 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移（音更町独自調査）

- 保育園の利用児童数は、平成 17 年度以降増加傾向で推移しています。
- 幼稚園の利用児童数は、平成 17 年度以降多少の増減はあるものの、横ばい傾向で推移しています。

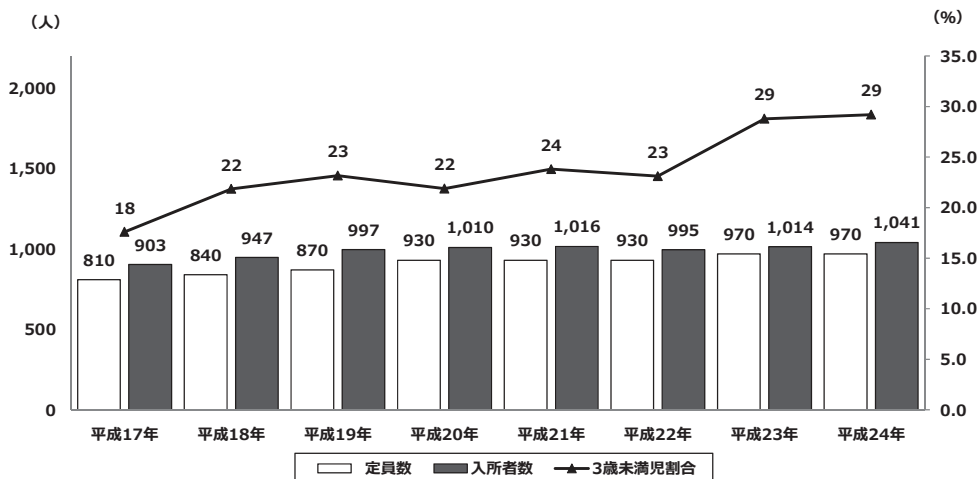
■ 保育園、幼稚園の利用児童数の推移



(2) 保育園の入園状況（音更町独自調査）

- 入園児童数は、平成 17 年度以降増加傾向にあり、特に 3 歳未満児の利用割合が増えています。
- 定員数は、平成 17 年度 810 人から平成 23 年度 970 人まで、段階的に増やしてきました。平成 24 年度定員 970 人に対して、入園児童数 1,041 人となり 7.3%上回っています。

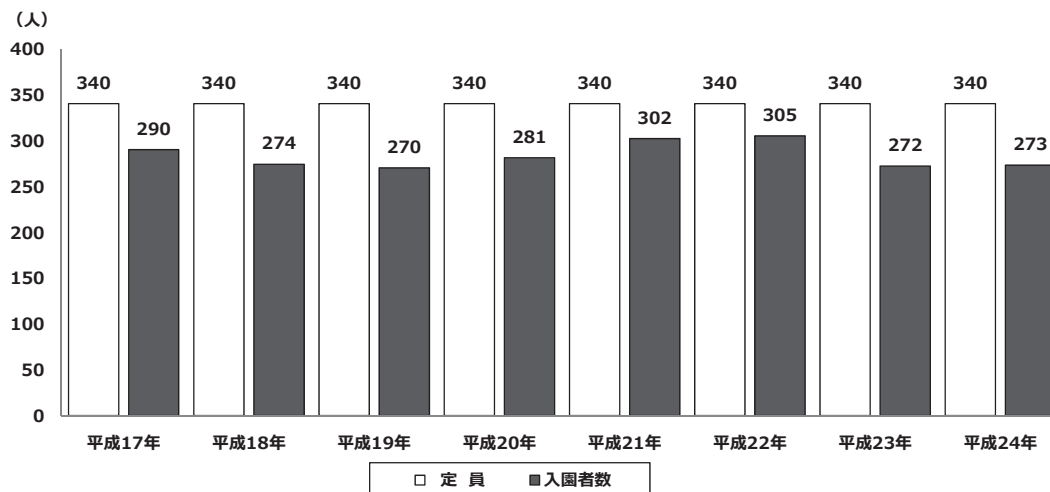
■ 保育園の定員数、入園者数、3 歳未満児割合の推移



(3) 幼稚園の入園状況（音更町独自調査）

- 入園児童数は、平成 17 年度以降増減はあるものの、横ばい傾向にあります。
- 町内 2 ヶ所の幼稚園の定員数は、平成 17 年度以降 340 人と変化はありません。
- 平成 24 年度定員 340 人に対して、入園児童数が 273 人となり、利用割合は約 8 割となっています。

■ 幼稚園の定員数、入園者数の推移



4 音更町の子育て支援サービスの現状

本町には、平成 26 年 4 月 1 日現在、認可保育園 9 か所（町立 5 か所、私立 4 か所）、へき地保育所 7 か所が設置されています。

認可保育園では、特別保育事業として延長保育、障がい児保育、一時保育、病後児保育、休日保育を実施しています。

また、子育て支援センターは町内に 3 か所あり、就学前児童とその保護者の交流、相談の場となっています。

さらに、就学児童の放課後の居場所づくりとして、学童保育所 8 か所を設置し、児童の健全育成の推進を図っています。

なお、幼稚園は町内に 2 か所あり、いずれも一時預かり事業を実施しています。

【認可保育園】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
保育園数		9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	
保育園定員数		930 人	970 人	970 人	970 人	
入園児童数 (入園率%)		961 人 (99.1)	974 人 (100.4)	1,019 人 (105.1)	1,015 人 (104.6)	
特別 保 育 事 業	延長 保 育	実施園数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
		利用児童数	延べ 4,567 人	延べ 4,266 人	延べ 6,253 人	延べ 6,362 人
	障がい 児 保 育	実施園数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
		利用児童数	23 人	38 人	38 人	49 人
	一時 保 育	実施園数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
		利用児童数	延べ 606 人	延べ 697 人	延べ 639 人	延べ 2,158 人
	病後児 保 育	実施園数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		利用児童数	延べ 296 人	延べ 346 人	延べ 332 人	延べ 322 人
	休日 保 育	実施園数	—	1 か所	1 か所	1 か所
		利用児童数	—	延べ 164 人	延べ 132 人	延べ 62 人

※保育園入園児童数は、年度当初の登録人数

※休日保育は、平成 23 年度から実施

【へき地保育所】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所数	8 か所	8 か所	8 か所	7 か所
入所児童数	99 人	96 人	93 人	78 人

※年度当初の登録人数

【子育て支援センター事業】

子育て家庭等に対する育児不安等についての相談や他の親子との交流、親同士の情報交換などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援をする場となっています。

○柳町子育て支援センター

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新規利用者数(組)	169	165	158	172
利用者総数(人)	6,461	6,400	6,400	5,322
1日平均(組)	27.3	26.4	24.1	21.0
相談件数(件)	246	189	184	381

○子育て支援センター「すずらん」

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新規利用者数(組)	328	222	252	252
利用者総数(人)	9,299	7,782	8,632	7,383
1日平均(組)	19.9	16.5	17.9	15.2
相談件数(件)	563	398	591	432

○「きの」子育て支援センター（平成23年度より事業実施）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新規利用者数(組)	—	503	254	228
利用者総数(人)	—	6,519	7,532	7,319
1日平均(組)	—	13.3	16.3	15.9
相談件数(件)	—	373	637	381

【学童保育所】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所数	9 か所	9 か所	8 か所	8 か所
利用児童数	516 人	558 人	573 人	577 人

※年度当初の登録児童数

【母子保健事業】

区 分	平成24年度	平成25年度
妊婦		
妊婦相談	336 人	333 人
パパママ教室	18 回 206 人 (母親134人、父親72人)	18 回 224 人 (母親146人、父親78人)
妊婦一般健康診査	4,676 人	4,630 人
乳幼児		
乳幼児健診		
4 か月児	12 回 366 人	12 回 384 人
10 か月児	12 回 371 人	12 回 381 人
1才6カ月児	12 回 409 人	12 回 356 人
2歳児	12 回 405 人	12 回 369 人
3歳児	12 回 438 人	12 回 401 人
相談		
電話相談	1,025 人	837 人
乳幼児相談等	60 回 789 人	64 回 955 人
家庭訪問		
妊産婦・新生児訪問	735 人	742 人
長期経過観察児訪問	延べ19人	延べ23人
健康教育		
妊産婦健康教育	18 回 延べ206人	18 回 延べ224人
乳幼児健康教育	20 回 延べ188人	23 回 延べ262人
乳幼児栄養指導	130 回 延べ900人	127 回 延べ1,014人
歯科保健		
歯磨き教室	12 回 344 人	12 回 297 人
親子はみがき教室	9 保育園	9 保育園、7 へき地保育所
フッ素塗布	1,841 人	1,872 人
フッ化物洗口	9 保育園 1 幼稚園	9 保育園 1 幼稚園
のびのび教室	12 回 延べ90人	12 回 延べ87人
不妊治療費の助成	12 組延べ16件	21 組延べ38件

【小・中学校教育】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校				
在籍児童数	3, 0 1 4	3, 0 3 3	2, 9 9 7	2, 9 4 8
学校数	1 5	1 5	1 5	1 4
中学校				
在籍生徒数	1, 4 6 3	1, 4 9 2	1, 5 0 7	1, 5 1 4
学校数	5	5	5	5
総児童・生徒数	4, 4 7 7	4, 5 2 5	4, 5 0 4	4, 4 6 2

※各年5月1日時点

【小・中学校における特別支援教育】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校				
学級数	3 9	4 0	3 5	3 6
児童数	7 5	7 7	7 6	8 0
中学校				
学級数	1 6	1 6	2 0	1 8
生徒数	2 7	3 2	3 2	3 9
合計				
学級数	5 5	5 6	5 5	5 4
児童・生徒数	1 0 2	1 0 9	1 0 8	1 1 9

※各年5月1日時点

【ことばの教室】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼 児	3 9	4 2	3 3	5 1
小学生	2 8	2 9	3 3	3 2
中学生	2	0	2	6

※各年総利用児童数

【幼稚園】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園数	2	2	2	2
利用児童数	3 0 5	2 7 2	2 7 3	2 8 1

※各年5月1日時点

第 3 章

基本的な考え方

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

豊かな大地に集う笑顔

子育て親育ち おとふけブランド

子ども・子育て支援制度の主役である子どもとその保護者や、子育て親育ちを支える地域住民の笑顔が音更の大地に集うよう、子どもがのびのびと健やかに育ち、地域全体で楽しく子育てができるまち「おとふけ」をめざします。

2 基本方針

地域及び社会が、子育て中の保護者の意見を聞き、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じ、子育て支援をしていくことが必要です。

そして、次代を担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会を実現するため、町全体で、子どもを生き育てること、子ども・子育てに関する関心・理解を深め、家庭・学校・地域・職域など各々が役割を果たすことができるような地域コミュニティの形成を図ります。

町は、地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを生き育てられる社会を実現するため、妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援の施策を推進します。

3 基本的な視点

(1) 子どもが健やかに成長できるまち

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じ、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる多様な取り組みを実施します。

(2) 安心していきいきと子育てできるまち

保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援をしていきます。

(3) 子どもと家庭を見守り支えるまち

地域社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことができるような支援をしていきます。



4 基本目標

この計画の基本理念を実現するため、3つの基本的な視点を踏まえ、次の6項目を基本目標として総合的に施策を推進します。

(1) 子どもの権利及び利益を尊重する地域づくり

児童虐待や犯罪被害など子どもの人権や身体に危害が及ぶ事件が増加しており、子どもが安全に生活できるような環境づくりが求められています。

このため、子どもの権利や利益を尊重する大切さについて、さらに理解を促進することが必要です。また、子どもの意見を子ども施策に反映する機会が少ないため、子どもの視点を尊重する機会の拡充を促進します。

(2) 親と子どもの育ちを支える環境づくり

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者とのかかわりや基本的な生き方の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じ、一人ひとりがかけがえのない存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが必要です。

しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人がいます。また、親自身は周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援していきます。

(3) 家庭の子育てを支援する地域づくり

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが困難な状況になっています。

そして、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けています。子育てに専念することを希望して退職する人がいる一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるため、出産を機に退職せざるを得ない女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

また、子育て期にある男性で長時間労働となっている人の割合は高い状況にあり、育児において父親が積極的な役割を果たすことが望まれています。

さらに、少子化により、乳幼児期に様々な年代の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変化しています。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境を考えれば、子どもが安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女ともに保護者が喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していきます。

(4) 親と子どもの健康づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。

次代を担う子どもが健やかに成長できるよう、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制の充実を図ることが必要です。

また、特定不妊治療費助成制度の活用は年々増加傾向にあるなど、不妊に悩む人への支援の充実が求められており、これら親と子どもの健康づくりを支援していきます。

(5) 子どもが豊かに育つ環境づくり

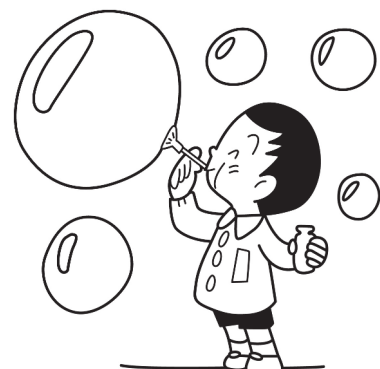
次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、調和のとれた発達を図ることが必要です。学童期には、社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期であることから、学校教育とともに、学習や様々な体験・交流活動のための機会を提供するなど、子どもの実態を踏まえた家庭・地域・学校の教育力を向上させるための支援を充実させることが必要です。

また、子どもを生き育てることの喜びを実感できるよう、家庭を築く意義を知るための教育や子育てのすばらしさなどの意識啓発を充実していく環境づくりに努めます。

(6) 子どもが健やかに育つ安心安全なまちづくり

社会環境や生活形態の変化に伴い、子どもが安全で安心して遊べる環境が減少しており、また、世帯の状況に応じた住宅の確保が困難な状況にあります。さらに、交通環境の大幅な変化や交通マナーの欠如などによる交通事故も後を絶たない状況にあります。

このような状況から、妊産婦や子育て家庭など、誰もが安心して生活できる環境づくりに努めます。



5 施策体系

音更町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を踏まえ、子ども・子育て支援の施策を次のとおり設定いたします。

基本的視点	基本目標	基本施策
<p>豊かな大地に集う笑顔</p> <p>子どもが健やかに成長できるまち</p>	<p>1 子どもの権利及び利益を尊重する地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利尊重についての理解促進 ○子どもの意見を尊重したまちづくりの推進
	<p>2 親と子どもの育ちを支える環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の健全育成等の促進 ○食育の推進 ○障がい等のある子どもの支援の充実 ○児童虐待防止対策の充実
<p>子育て親育ち</p> <p>安心していきいきと子育てできるまち</p>	<p>3 家庭の子育てを支援する地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育・子育て支援サービスの充実 ○子育ての相互援助活動の促進 ○良質な保育の確保と情報提供の充実 ○ひとり親家庭への支援の充実 ○仕事と家庭の両立支援の促進
	<p>4 親と子どもの健康づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安心して妊娠・出産できる環境づくり ○母親と子どもの健康の確保 ○思春期保健対策の充実 ○小児医療等の充実
<p>おとふけブランド</p> <p>子どもと家庭を見守り支えるまち</p>	<p>5 子どもが豊かに育つ環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育環境の整備 ○家庭や地域の教育力の向上 ○有害環境対策の充実 ○次代の親づくりのための教育の推進 ○学校教育の充実
	<p>6 子どもが健やかに育つ安心安全なまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに配慮した住宅の確保 ○安心して外出できる環境の整備 ○交通安全教育の推進 ○犯罪等の被害防止活動

第4章

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

第4章 教育・保育、地域子ども子育て支援事業

1 教育・保育サービス提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じ、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町における教育・保育の提供区域の設定は、サービスの利用実態や一時的なニーズの増大など、保護者や子どもの利用に対して利便性が高く、柔軟な対応が可能な区域として、次のとおり設定しました。

(1) 音更町における教育・保育提供区域

【提供区域】基本となる提供区域は、「全域を1区域」とします。

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	全域	教育・保育の区域設定については、町全域を1区域とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業	提供区域	考え方
1 利用者支援事業 2 子育て支援拠点事業 3 妊婦健康診査事業 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業 6 子育て短期支援事業 7 ファミリー・サポート・センター事業 8 一時預かり事業 9 時間外（延長）保育事業 10 病後児保育事業	全域	事業の特性や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1区域とする。
11 放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校区を基本	現状どおり、各小学校区を基本として実施。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	全域	事業の特性を考慮し、町全域を1区域とする。

2 サービスの量の見込みと提供体制の確保

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を提供します。

なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育の利用状況（幼稚園、保育園、認可外保育施設などの利用状況）に、ニーズ調査で把握した保護者の「利用希望」を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

【保育の必要性の認定区分について】

区 分	対象年齢	保育の必要性
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育のみ（教育標準時間認定）
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり（保育認定）
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり（保育認定）

※確保の内容について

教育・保育施設等の整備を行う場合は、受け入れ開始年度ではなく、整備を行う年度の欄に記入。（ ）内数値は、受け入れ年度で整理した計画値

- ① 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望）+2号認定（3歳以上、学校教育を利用希望）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 必要利用定員総数 （量の見込み）	466	437	418	414	400
1号認定	180	169	161	160	154
2号認定学校教育 利用希望	286	268	257	254	246
② 確保の方策	495 (465)	480 (480)	460 (460)	450 (450)	450 (450)
特定教育・保育施設	215 (185)	320 (200)	300 (300)	290 (290)	290 (290)
確認を受けない 幼稚園	280 (280)	160 (280)	160 (160)	160 (160)	160 (160)
③ 過不足（②-①）	29 (△1)	43 (43)	42 (42)	36 (36)	50 (50)

② 2号認定（3歳以上、保育園・認定こども園を利用希望）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 必要利用定員総数 （量の見込み）	732	688	657	650	629
認定こども園・保育園	732	688	657	650	629
② 確保の方策	737 (698)	757 (692)	757 (712)	757 (712)	757 (712)
特定教育・保育施設	692 (698)	712 (692)	712 (712)	712 (712)	712 (712)
認可外保育施設	45	45	45	45	45
③ 過不足（②-①）	5 (△34)	69 (4)	100 (55)	107 (62)	128 (83)

③ 3号認定（0歳、保育園・認定こども園を利用希望）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 必要利用定員総数 （量の見込み）	48	47	46	45	44
② 確保の方策	55 (46)	55 (55)	55 (55)	55 (55)	55 (55)
特定教育・保育施設※1	51 (42)	51 (51)	51 (51)	51 (51)	51 (51)
地域型保育事業※2	4	4	4	4	4
認可外保育施設	0	0	0	0	0
③ 過不足（②-①）	7 (△2)	8 (8)	9 (9)	10 (10)	11 (11)

④ 3号認定（1・2歳、保育園・認定こども園を利用希望）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 必要利用定員総数 （量の見込み）	415	400	389	381	374
② 確保の方策	385 (388)	415 (385)	415 (415)	415 (415)	415 (415)
特定教育・保育施設※1	252 (255)	282 (252)	282 (282)	282 (282)	282 (282)
地域型保育事業※2	133	133	133	133	133
認可外保育施設	0	0	0	0	0
③ 過不足（②-①）	△ 30 (△27)	15 (△15)	26 (26)	34 (34)	41 (41)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示される基本指針等に沿い、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、必要な地域子ども・子育て支援事業を整備します。

① 利用者支援事業（平成 27 年度実施検討）

利用者にとって、わかりやすく円滑な支援を実施するため、役場や子育て支援センターに担当職員を配置し、子どもの保育等を希望する家庭の相談に応じ、個々の状況に合う保育サービスの情報を提供する事業です。

【実施予定箇所数】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（か所）	4	5	5	5	5
確保の方策（か所）	1	2	3	4	5

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域全体で子育て世帯を支援するため、子育て世帯に対する相談や情報提供、子育てサークル活動の育成支援その他子育て世帯の支援を実施する事業です。

【地域子育て支援センター設置箇所数】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （人回／月）	1,029	995	972	951	932
確保の方策（か所）	4（3）	4	4	4	4



③ 妊婦健康診査事業

母体及び胎児の健康の確保と妊娠及び出産に係る経済的不安の軽減を図るため、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成する事業です。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人回/年)	4,788	4,676	4,592	4,480	4,396
確保の方策					
(実施体制)	道内指定医療 機関に委託	道内指定医療 機関に委託	道内指定医療 機関に委託	道内指定医療 機関に委託	道内指定医療 機関に委託
(検査項目)	・妊婦一般健康診査 ・超音波検査	・妊婦一般健康診査 ・超音波検査	・妊婦一般健康診査 ・超音波検査	・妊婦一般健康診査 ・超音波検査	・妊婦一般健康診査 ・超音波検査
(実施時期)	随時	随時	随時	随時	随時

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対し、保健師が自宅を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握、育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	342	334	328	320	314
確保の方策					
(実施体制(人))	5	5	5	5	5
(実施機関)	音更町	音更町	音更町	音更町	音更町



⑤ 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭及び出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問により養育に関する相談・指導・子育て支援についての情報提供や関係機関と連携を図り支援を行う事業です。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	60	60	60	60	60
確保の方策					
(実施体制(人))	5	5	5	5	5
(実施機関)	音更町	音更町	音更町	音更町	音更町

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を預かることで、保護者の育児負担の軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて子育てを支援する事業です。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人/年)	135	135	135	135	135
確保の方策(人/年)	140	140	140	140	140
施設数(か所)	1	1	1	1	1

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

子育て中の方が、仕事や急な用事等で子どもの世話ができないときに、地域の方が応援する会員同士の相互援助活動を行う事業です。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人日/年)	84	83	79	76	74
確保の方策(人日/年)	228	228	228	228	228

⑧ 一時預かり事業

パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減その他の理由による一時的な保育の需要に対応するため実施する事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計（人日/年）	13,824	13,056	12,480	12,288	11,904
確保の方策					
延べ人数（人日/年）	20,016	20,016	20,016	20,016	20,016
施設数（か所）	14	14	14	14	14

【保育園等における一時預かり事業】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計（人日/年）	2,193	2,096	2,030	1,994	1,944
確保の方策					
延べ人数（人日/年）	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480
施設数（か所）	5	5	5	5	5

※認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業における実施を含む。

⑨ 時間外(延長)保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	450	423	416	409	399
確保の方策（人）	502	502	502	502	502
施設数（か所）	9	9	9	9	9

※認可外保育施設における実施を含む。

⑩ 病後児保育事業

集団保育が一時的に困難な、病気の回復期にある児童の保育及び看護を行い、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日/年)	348	366	366	366	366
確保の方策 (人日/年)	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008
施 設 数 (か所)	1	1	1	1	1

⑪ 放課後児童健全育成事業(学童保育)

就労等により保護者が昼間留守となる小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み (人)	700	699	681	629	590
【高学年】 量の見込み (人)	319	307	295	299	298
確保の方策					
登録児童数 (人)	727	727	727	727	727
施設数 (か所)	13	13	13	13	13

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が負担する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成する事業です。

本町においては、実施に向けて検討します。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設の統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育つよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育園等の保育がきちんと担保されることやそれぞれの施設と家庭が相互補完的に子どもの育ちを支え、幼稚園・保育園等が認定こども園への移行や新設される際の受入れ体制の整備を推進します。

1 認定こども園について

(1) 認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つ。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できる。

(2) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領にのっとり、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下で、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設である。
- 環境を通して行う教育・保育を基本とし、そのねらいや内容等は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成する。

2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について

(1) 基本的な考え方

- 子どもの育ちや子育てをめぐる環境
 - ・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化
 - ・共働き家庭の増加
 - ・少子化 など



子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要

○ 子どもの育ち

- ・乳幼児期の発達、連続性を有し、一人ひとりの個人差が大きいもの
- ・学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長が著しい

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じ、一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められるとともに自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

⇒ 「すべての児童はひとしくその生活を保護され、愛護されなければならない」
(児童福祉法第1条第2項)

(2) 推進方策

それぞれの施設や家庭が相互補完的に連携し、「子どもの育ち」を中心に子育て支援を充実させます。

○ 子育て支援センター事業の充実

在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた子育て支援を充実。

○ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

健診・相談・訪問等を通じ、支援体制の充実を図り、妊娠・出産や子育てへの不安を軽減していく。

○ 親育ちの支援

保護者の気持ちを受け止め、寄り添った相談や適切な情報提供の実施、発達段階に応じた子どもとのかかわり方等に関する保護者の学びの支援。

○ 子どもの育ちを支える環境整備

安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることや地域の人材活用を図る。

○ 教育・保育及び子育て支援の質の確保

幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図る。

3 教育・保育施設及び地域型保育事業との連携について

(1) 基本的な考え方

○ 子ども・子育て支援を行う者の相互の連携

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者の密接な連携を図る。

○ 認定こども園、幼稚園及び保育園の役割（教育・保育施設の役割）

- ・地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行う。

- ・地域型保育事業を行う者は、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を利用することができるよう、相互の連携を図る。

(2) 推進方策

- 行政と教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う者の密接な連携を図るため、利用者支援事業における関係者会議等を活用する。
- 地域型保育事業を行う者は、連携施設との連絡会議や職員の合同研修を実施する。

4 認定こども園及び保育園、幼稚園、小学校との連携について

(1) 基本的な考え方

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- 小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業が利用できるように相互の連携を図る。

(2) 推進方策

- 小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るため、研修の受講を推進する。
- 地域における連絡会議等を活用し、小学校就学後の放課後児童健全育成事業の円滑な利用につなげる。

5 地域における特色ある取組

(1) 健康及び安全

音更の魅力としての食育の推進や、食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、関係機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行う。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ、安全のための行動を身に付けることができるように努める。

(2) 特別支援教育や障がい児保育

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて、子どもやその保護者に十分な情報提供を行う。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて活動を共にすることができるよう配慮し、障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるよう努める。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がいの受容につなげ、その後の円滑な支援を図る。

(3) 家庭や地域社会との連携

様々な子どもとその保護者の生活が充実するよう、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめとする幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用して地域全体で子どもの健やかな育ちを支える。

第5章

基本目標ごとの取り組み(行動計画)

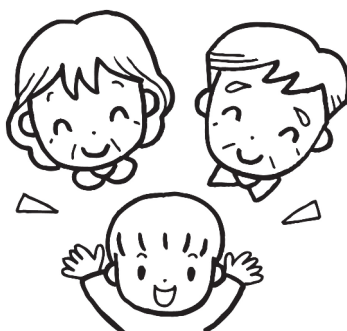
第5章 基本目標ごとの取り組み（行動計画）

1 子どもの権利及び利益を尊重する地域づくり

【現状と課題】

- ・児童虐待や犯罪被害など、子どもの人権や身体に危害が及ぶ事件が増加しており、子どもが安全・安心に生活を送ることができるようにする必要があります。
- ・子どもの権利や利益を尊重する大切さについて、さらに理解を促進する必要があります。
- ・当事者である子どもの意見を子ども施策に反映させるため、その機会の拡充が求められます。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 子どもの権利尊重についての理解促進	■ 児童の権利に関する条約の普及や児童虐待などの権利侵害行為から児童を守るための普及啓発	<input type="checkbox"/> 「人権教室」の活用など多様な場面での啓発。 <input type="checkbox"/> 児童虐待防止推進月間事業の推進など児童虐待防止の広報啓発。
(2) 子どもの意見を尊重したまちづくりの促進	■ 「音更町子ども・子育て会議」等への子どもの意見の反映	<input type="checkbox"/> 子どもワークショップの開催などにより、子どもたちの視点から検証し、必要に応じ各施策に反映。



2 親と子どもの育ちを支える環境づくり

【現状と課題】

- 子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がいます。
- 一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが必要です。
- 親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に「親育ち」を支援していくことが必要とされています。
- 近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も深刻化・複雑化しており、地域全体が連携し、児童虐待の芽を早期に発見し未然に防ぐことができる体制を整備し、児童虐待防止への迅速な対応を図ります。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 児童の健全育成等の促進	<p>■ 子どもたちが地域で自由に遊び、安全に過ごすことができるような「子どもの居場所」となる環境づくり</p>	<p>□ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）について、法律上、対象が小学校6年生まで拡大されたことを踏まえ、二つの拡大への対応及び放課後等の居場所の充実。</p> <p>□ 「放課後子ども総合プラン」(※)の推進。</p>
	<p>■ 地域全体で児童の健全育成を推進するため、子ども会や少年団などの社会参加・地域活動の推進とその指導者や地域ボランティアの発掘・養成</p>	<p>□ すべての児童がボランティア活動、社会参加活動などの多様な体験活動を行う機会拡充を継続。</p> <p>□ 子ども会、文化・スポーツ少年団など地域の団体活動を推進し、その指導者の育成や地域ボランティアの協力を得て、地域における児童の健全育成活動の推進を継続。</p>

施策	施策の方向	主な取組
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童の問題行動の未然防止活動 	<ul style="list-style-type: none"> □ 非行や問題行動などの未然防止のため、関係機関と連携を図り、巡視指導活動、通報相談活動、広報活動を継続。 □ スマートフォン等の普及をはじめ、現在の環境に見合った健全育成対策の推進。
<p>(2) 食育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者を対象に、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食の指導や食事づくりなどの体験学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> □ 保育園に通う児童の保護者を対象とした、栄養士による食事の指導とクッキング保育の充実。 □ 保育園における「三角食べ」「三色栄養パネルシアター」の実施。 □ 小学校の栄養教諭による食育教育の充実。 □ 「早寝・早起き・朝ごはん」の普及啓発。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 給食調理に関する栄養士の研修の充実や食に関する情報提供の継続 	<ul style="list-style-type: none"> □ 保育園調理担当者を対象とした研修会及び担当者会議の開催。 □ アレルギーなどに配慮した指導の強化、研修会の開催。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校給食について、自校給食の充実 	<ul style="list-style-type: none"> □ 自校給食の継続。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地場産品の給食食材の提供 	<ul style="list-style-type: none"> □ 道産食材の積極的な利用。 □ 「おとふけ給食」の実施。 □ 「おおそでくん・キッチン」の実施。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊婦・乳幼児栄養指導 	<ul style="list-style-type: none"> □ 乳幼児健診、各種相談・教室において、個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導の継続。

施策	施策の方向	主な取組
<p>(3)障がい等のある子どもの支援の充実</p>	<p>■ 関係部門が連携をとり、障がいに応じた専門機関のサポートを受けながら支援体制の充実</p>	<p>□ より身近な地域で、適切な支援を行うため、子ども発達支援センター、ことばの教室等における指導体制の充実。</p> <p>□ 年少期からの療育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、通園やリハビリテーション等に要する交通費の助成を継続。</p>
	<p>■ 保護者の育児不安の解消を図るため、心身の発達状況の確認や相談を実施</p>	<p>□ 乳幼児健康診査の充実。</p> <p>□ 心身の発達の遅れや障がい、慢性疾患を有する子ども等発達の経過観察が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携を図りながら、育児の悩みや不安を軽減。</p> <p>□ 発達に不安のある未就園児と保護者を対象とした遊びの教室の開催。</p>
	<p>■ 特別な教育的支援の必要な児童生徒への指導及び施設整備の充実を図る</p>	<p>□ 特別支援学級における生活介助員の派遣、通常学級における学習支援員の配置など学習支援体制の充実。</p>

施策	施策の方向	主な取組
(4) 児童虐待防止 対策の充実	<p>■ 関係機関の連携協力による相談・対応の充実を図るとともに、児童虐待の防止と早期発見のため、地域のネットワーク化を推進</p>	<p>□ 健康診査や保健活動、乳児家庭全戸訪問事業を通じ、養育支援を必要とする家庭を早期に把握。</p> <p>□ 各担当部局や関係機関との連携を強化するとともに、児童委員をはじめとした「地域のちから」の助けを借り、児童虐待を防止。</p> <p>□ 要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、道などが実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図る。</p> <p>□ 児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待による死亡事例等の重大事例の発生をくい止める体制を強化。</p>
	<p>■ 児童虐待防止対策からアフターケアに至る総合的な支援を進めるため、要保護児童対策地域協議会を活用</p>	<p>□ 要保護児童対策地域協議会の充実。</p>

※「放課後子ども総合プラン」

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）。

3 家庭の子育てを支援する地域づくり

【現状と課題】

- ・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から子育てに関する助言や協力を得ることが困難な状況にあり、さらに少子化により異年齢の中で育つことが少なくなるなど、子どもの育ちをめぐる環境が変容しています。
- ・仕事と子育ての両立が困難であるため、出産を機に退職する女性が少なからず存在するなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。
- ・子どもを生き育てやすい環境づくりと、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要です。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 教育・保育・子育て支援サービスの充実	■ 未就園の親子の子育て支援から、認定こども園、幼稚園、保育園における教育・保育、一時預かり等質の高い保育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> □ 保護者の就労の有無や形態に左右されず、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促すため「認定こども園」を推進。 □ 保護者の就労形態の多様化などによる保育時間延長のニーズに対応する延長保育事業の継続。 □ 障がい児が安心して保育を受けられる環境の充実。 □ パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減その他の理由による一時的・緊急的な預かりの継続。 □ 保育園等に入園中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、専用スペースに置いて預かる病後児保育の実施。 □ 保護者の就労形態の多様化により、日曜日・祝日においても保育を必要とする児童を預かる休日保育の実施。

施策	施策の方向	主な取組
	<p>■ 保護者のニーズに応じた子育て支援の充実</p>	<p>□ 利用者にとってわかりやすく、円滑な支援を実施するため、担当職員を役場や子育て支援センターに配置し、子どもの保育等を希望する保護者の相談に応じ、個々の状況に合う保育サービス等の情報を提供する利用者支援事業を実施。</p> <p>□ 家庭内で保育をしている親子を対象に、育児不安などの相談や情報提供、親子遊びの広場、育児サークルの育成支援などを行う地域子育て支援センターの充実。</p>
(2) 子育ての相互援助活動の促進	<p>■ 保護者の緊急・一時的なニーズに応じた地域住民の支援</p>	<p>□ 子育ての援助をしてほしい人と援助したい人が会員となり相互援助活動を行う事業の充実。</p>
(3) 良質な保育の確保と情報提供の充実	<p>■ 教育・保育職員の質の向上</p>	<p>□ 地域の教育機関等との連携を図り、研修の機会の確保や研修内容の充実。</p> <p>□ 外部評価の受審等の推進。</p>
	<p>■ 利用者にとってわかりやすい情報提供・相談体制の充実</p>	<p>□ 広報紙、パンフレット、ホームページ等様々な媒体を活用し、子育て家庭に必要な情報を提供。</p> <p>□ 各関係機関において、職員の資質の向上及び相談しやすい環境づくりを推進するとともに、関係機関相互の連携を強化。</p>

施策	施策の方向	主な取組
(4)ひとり親家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援など取り組みの充実 	<ul style="list-style-type: none"> □ 子育て・生活支援として、保育園入園等における配慮やサービス利用における助成の実施。 □ 医療機関を受診する機会の多い乳幼児を抱える家庭の負担軽減を図るため、ひとり親家庭等に対する医療費の助成を継続。 □ 就業支援としてひとり親家庭の母親等の経済的自立が図れるよう、就業支援事業等の活用促進。 □ 子どもの貧困対策に資するよう、ひとり親家庭への支援施策の充実。
(5)仕事と家庭の両立支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な働き方の選択ができるよう働き方の見直しを推進 	<ul style="list-style-type: none"> □ 子育てしやすい労働環境、多様な雇用環境の整備に柔軟に対応する事業所の拡大を図るため、子育て支援関係法令の情報提供。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仕事と子育ての両立の推進 	<ul style="list-style-type: none"> □ 育児休暇の取得促進や子育て期間中における短時間勤務制の導入等多様な仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備への取り組みの情報提供。 □ 夫婦がお互い協力して子育てをしていく気運を醸成するための広報啓発活動や子育てに関する情報提供の充実。

4 親と子どもの健康づくり

【現状と課題】

- ・近年の晩婚化による高齢出産やひとり親・若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しており、また、都市化・核家族化の進展により、子育ての孤立化や育児不安も懸念され、妊婦・乳幼児健康診査や相談・指導体制の充実を図り、妊娠・出産や子育てへの不安を軽減していくことが必要です。
- ・子どもの健やかな発育・発達やよりよい生活習慣の確立を図るため、妊娠期・乳幼児期からの生活習慣病予防の取り組みを推進します。
- ・「子育て支援は妊娠、出産期から」との観点に立って、中高生や初めて子どもをもつ若い世代を対象に、妊娠・出産・子育てなどについて学習する機会を提供するとともに、性に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり	■ 安心・安全な出産のための知識の普及に努め、妊娠・出産に主体的に取り組むことができるよう支援	<input type="checkbox"/> 妊婦の健康保持・増進を図るため、母子健康手帳の交付及び妊婦一般健康診査受診票の交付。 <input type="checkbox"/> 生活環境・健康上のハイリスク者で支援が必要な妊産婦について保健師による訪問指導の実施。 <input type="checkbox"/> 妊婦とその夫を対象に、保健師等が出産・育児について正しい知識の普及と仲間づくりの場を提供。 <input type="checkbox"/> 不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減。

施策	施策の方向	主な取組
(2) 母親と子どもの健康の確保	<p>■ より良い生活習慣の確立と育児不安の解消を図るため、各種健診・相談・訪問等を通じて、知識の普及啓発や支援体制の充実</p>	<p>□ 子どもの健やかな発育と育児不安の解消を図るため、乳児家庭全戸訪問事業を実施。</p> <p>□ 妊婦・乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握し、受診勧奨を行う。</p> <p>□ 各種健診・相談・訪問等を通じ、妊産婦・乳幼児の健康増進と子育ての悩みごとへの対応を図る。</p> <p>□ 妊娠・授乳時の喫煙や飲酒のリスクの啓発や、家庭内の事故予防対策の重要性を周知。</p> <p>□ 乳幼児から保育園・学校を通じて関係機関と健康課題を共有し、取り組みを推進する。</p>
(3) 思春期保健対策の充実	<p>■ 学校教育において実施されている、児童生徒の発達段階に応じた性教育や喫煙防止教育等について、今後さらに関係機関と連携し、性や性感染症予防の教育、喫煙や薬物に関する知識について普及啓発</p>	<p>□ 子どもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育を充実。</p> <p>□ 10代の自殺や不健康なやせ等の思春期の課題の重要性を踏まえ、心の問題に対処するため、相談体制を充実。</p> <p>□ 未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響について、保護者等をはじめ、地域ぐるみでの普及啓発を実施。</p>

施策	施策の方向	主な取組
(4)小児医療等の充実	<p>■ 医師会の協力の下での当番医制の実施を継続するほか。予防接種により、感染症の発生や蔓延を予防するとともに、医療現場における育児等の相談体制を充実</p>	<p>□ 感染症の発生、蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種を実施。</p> <p>□ 保育園、小中学校において健康診断を実施し、病気の予防や保健指導を推進。</p> <p>□ 医療機関を受診する機会の多い乳幼児を抱える家庭の負担軽減を図るため、小学校就学前（住民税非課税世帯は中学校卒業前）の子どもに対する医療費の助成を継続。</p>



5 子どもが豊かに育つ環境づくり

【現状と課題】

- ・次代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、調和のとれた発達を図ることが必要です。
- ・学校教育とともに、様々な体験・交流活動のための機会を提供するなど、子どもの実態を踏まえた家庭・地域・学校の教育力を向上させるための支援を充実させることが必要です。
- ・また、子どもを生み育てることの喜びを実感できるよう、家庭を築く意義を知る教育及び子育てのすばらしさ等の意識啓発の普及に努めます。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 学校の教育環境の整備	<p>■ 安全な学校生活を送ることができるよう、施設・設備の更新、整備を順次進めるとともに、地域と連携した防犯対策</p>	<p>□ 学校の教育環境については、順次、学校施設・設備の整備の継続。</p> <p>□ 地域住民に登下校時の見守り体制への協力を依頼し、児童の安全の確保を図るとともに、各校で不審者侵入時対策を実施し、防犯体制を強化。</p>
(2) 家庭や地域の教育力の向上	<p>■ 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を踏まえ、家庭の教育力を向上</p>	<p>□ 家庭の教育力の向上にあたっては、保育園や小・中学校等の保護者会や行事等を通して、家庭教育の重要性の啓発。</p> <p>□ 家庭教育に関する学習の機会や情報の提供、相談体制の充実。</p>
	<p>■ 地域の教育力の向上にあたっては、児童・生徒の地域行事への参加や PTA 活動、町内会活動、生涯学習活動などとの連携・交流の促進のほか、育児サークルの育成やこども会、各種スポーツ活動等の活性化を推進</p>	<p>□ 多様な経験を積みながら、健康に育つようボランティア・社会参加活動の機会を拡充。</p> <p>□ 子ども会リーダー研修や子どもフェスティバルなど様々な交流体験活動や集団活動の実施。</p> <p>□ 関係機関との連携による交流事業の充実。</p>

施策	施策の方向	主な取組
(3) 有害環境対策の充実	<p>■ 喫煙・飲酒・薬物乱用の現状について、関係機関と連携し、これらが健康に与える影響等、子どもが正しい知識を習得するための効果的な対応を検討するほか、有害図書やスマートフォン等の普及を踏まえた有害環境への対策</p>	<p>□ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施。</p> <p>□ スマートフォン等の普及をはじめ、現在の環境に見合った有害環境の改善。</p>
(4) 次代の親づくりのための教育の推進	<p>■ 各種ボランティア活動や体験・交流活動を通じて、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義についての教育・広報・啓発の実施</p>	<p>□ 小・中学生が、子育て中の親子と語らう、ふれ愛交流事業の促進。</p> <p>□ ホームページ等各種広報媒体を活用した次代の親づくりの普及啓発の実施。</p>
(5) 学校教育の充実	<p>■ TT（ティームティーチング）や少人数指導を進め、学力の向上を図るとともに、学習内容の充実</p>	<p>□ 児童生徒の実態に合わせた指導を行うため、各学校で学校課題や児童生徒の学習状況に応じて TT 指導、少人数指導の実施。</p> <p>□ 小中学校に人材バンク（リーダーバンク）の情報を提供し、必要に応じ活用。</p>
	<p>■ いじめや不登校など児童・生徒の課題に対する相談指導体制の充実やスポーツの振興に努めるなど心身ともに健やかに育つ環境の整備</p>	<p>□ いじめ問題対策委員会においていじめ早期発見のための実態調査や未然防止策の研究を実施。</p> <p>□ 学校不適応・不登校児等個々の実態に即して意欲や自立心を培い学校復帰を支援するため、学校適応指導教室「ふれあい教室」を設置。</p>
	<p>■ 障がいのある児童の学習支援の実施等特別支援教育の充実</p>	<p>□ 生活介助員の派遣や学習支援員の配置等学習支援体制の充実。</p>
	<p>■ 保護者の教育費負担の軽減</p>	<p>□ 就学援助事業を継続し、小中学校教育の振興を継続。</p> <p>□ 就園奨励費等幼児教育の向上。</p>

6 子どもが健やかに育つ安全なまちづくり

【現状と課題】

- 社会環境や生活実態の変化に伴い、子どもが安心・安全に遊べる環境が減少してきており、また、生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすため、良質な公的住宅及び公共空間の確保や子育てに配慮した生活環境の提供が求められています。
- 交通環境の変化や交通マナーの低下などによる交通事故も後を絶たない状況にあります。
- 妊産婦や子育て家庭など、誰もが安心して生活できる環境づくりが求められています。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 子育てに配慮した住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て世帯のライフスタイルや家族構成などに応じた住宅の確保や住宅情報の提供を支援 	<ul style="list-style-type: none"> □ 子育て世帯が暮らしやすい設備に配慮した公営住宅の整備。 □ 公営住宅を補完する住宅として、子育てに適した民間賃貸住宅を子育て世帯にあっせんし、一定期間家賃を補助する事業の実施。
(2) 安心して外出できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 親子が安全に安心して外出することができる道路交通環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> □ 安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある歩行空間に配慮した歩道造成、維持管理を推進。 □ 通学路や学校周辺の注意啓発看板等の設置や自発光警戒灯・赤色回転灯などを設置する交通安全対策の継続実施。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊産婦や乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境整備への取組 	<ul style="list-style-type: none"> □ 多目的トイレの整備やベビースーツ、ベビーチェアなどの設置や授乳室の配置の促進と普及啓発。 □ 公園の遊具などの定期点検や補修により、安全管理を図りながら既存の公園の再整備。

施策	施策の方向	主な取組
(3)交通安全教育の推進	<p>■ 児童・生徒やドライバーへの交通安全啓発などにより、交通事故のない安全・安心なまちづくりを推進</p>	<p>□ 小学生、保育園児を対象に、警察や関係機関等の協力により開催している交通安全教室の継続実施。</p> <p>□ 交通安全資材や教材の配布による普及啓発活動の実施。</p> <p>□ 小学校登下校時における交通安全指導員の配置による交通安全に対する意識の高揚と安全確保の取り組みの継続。</p> <p>□ 旗波街頭啓発やデイ・ライト運動の実施。</p>
(4)犯罪等の被害防止活動	<p>■ 子どもを犯罪等の被害から守るため、町内会や関係団体、子ども110番の家などの協力や警察や関係機関との連携を図り、情報交換や犯罪などの迅速な情報提供による被害の未然防止</p>	<p>□ 地域の実態に即した犯罪被害防止にかかる広報啓発や防犯巡回活動の実施。</p> <p>□ 防犯灯の新設及び適正な維持管理などによる防犯対策の継続実施。</p>



第6章

計画の推進及び点検評価

第6章 計画の推進及び点検評価

1 計画の推進体制

(1) 町の推進体制

町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、保健福祉部長を委員長に、関係課長を委員とする「音更町子ども・子育て支援事業計画検討委員会」を設置しており、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

(2) 音更町子ども・子育て会議

町では、音更町附属機関設置条例に基づき、子ども・子育て支援を推進するための町長の諮問機関として「音更町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置しています。

子ども・子育て会議では、町長の諮問に応じ、子ども・子育て支援の重要事項の調査審議等を行うとともに、本計画の進捗状況等の検証などを行います。

(3) 国及び道との役割分担

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

北海道は、子ども・子育て支援法に基づき北海道子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

町は、子ども・子育て支援法に基づき町の支援事業計画を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、北海道が定める支援事業計画との整合性から、北海道と緊密な連携を図ることとします。

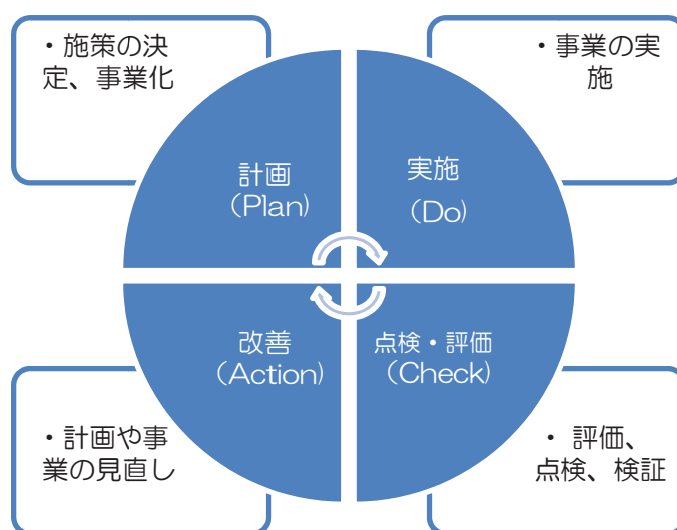
2 計画の点検評価

点検評価にあたっては、音更町子ども・子育て会議をはじめ、保護者や子どもたちの意見を踏まえ、毎年度の取組の概要、事業指標の達成状況などについて、町民にわかりやすい内容となるように努めます。

また、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルを重視し、点検評価結果等を踏まえ、必要に応じて施策の内容や取組方法等の見直しを行うこととします。

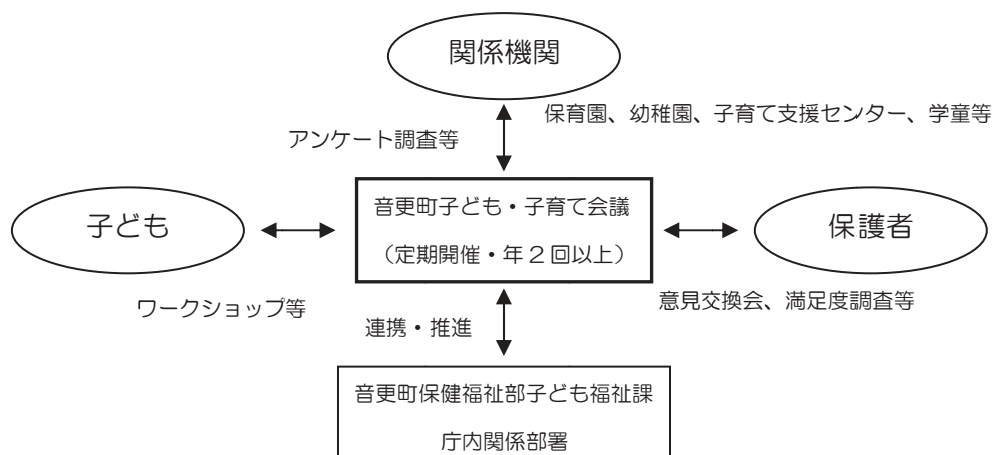
【PDCA サイクル】

進行管理を計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の順に進めていくシステムのことです。



音更町子ども・子育て会議をはじめ、保護者や子どもたちなどの意見を踏まえ、下記のとおり計画の進捗状況を確認し、見直しを行うこととします。

【音更町子ども・子育て支援事業計画見直しのフロー】





音更町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

編集・発行 音更町保健福祉部子ども福祉課

〒080-0198 北海道河東郡音更町元町 2 番地

電話番号： 0155-42-2111

ファックス： 0155-42-5160

email mailbox@town.otofuke.hokkaido.jp

<http://www.town.otofuke.hokkaido.jp>